

2025年5月28日

お客さま各位

立川バス株式会社

定期券払戻し時（一部のお客さまのみ対象）の誤計算について（お詫び）

いつも立川バスをご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、弊社において障がい者のお客さま及び小児のお客さまを対象とした定期券の払戻しの際、誤った計算方法にて返金額を算出していたことが判明いたしました。

お客さまには多大なご迷惑をお掛けしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

なお、弊社営業所及び立川駅北口案内所、昭島委託店（昭島観光案内所）で払戻しをされたお客さまのうち弊社にて記録が確認できる方につきましては、弊社より個別にご連絡を差し上げ返金手続きを実施させていただきます。

その他、本件に関してお気づきの点がございましたお客さまにつきましては、ご購入時に発行しました「IC定期券内容控」をお手元にご用意の上、下記までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

記

1 内 容

定期券払戻し計算においては、弊社の一般乗合旅客自動車運送事業運送約款第26条（旅客の都合による運賃及び料金の払戻し）第3項『1日2回乗車の割合で普通旅客運賃に換算し、その金額を運賃額から控除した残額』（一部抜粋）と定められておりますが、該当する定期券について「普通旅客運賃」を大人片道運賃にて算出しておりました。

【計算方法】

定期券販売金額－{片道運賃×2回（往復乗車分）}×利用日数（定期券に記載された利用開始日から払戻し日までの日数）－530円（払戻し手数料）＝払戻し金額

<計算例>

片道運賃210円区間、小児3ヶ月定期券、定期券金額9,240円について、利用日数20日（4月1日利用開始4月20日払戻し）で払戻した場合

【正】9,240円－（110円×2回×20日）－530円＝4,310円（払戻し金額）

【誤】9,240円－（210円×2回×20日）－530円＝310円（払戻し金額）

差分4,000円（過少返金）

2 該当する定期券種のお客さま

- (1) 通勤（障がい者定期券）
- (2) 通学（障がい者定期券）
- (3) 小児
- (4) 小児（障がい者定期券）

※ただし、西武バスとの「共通定期券」（富士見町団地線）は除きます。

3 お問い合わせ先

○立川バス株式会社 運輸部旅客サービス課

電話042-524-3111（音声案内後「1」番を押下してください）

営業時間（平日） 9時00分～17時50分

その他、弊社ホームページのお問い合わせフォーム「運賃案内等について」からも可能です。ただし、ご返信までにお時間をいただく場合もございますので、予めご了承下さい。

なお、本件につきましては、各営業所および立川駅北口案内所、各定期販売委託店ではご対応出来ませんのでご了承くださいますようお願い申し上げます。

以 上